破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３１１３号
札幌市西区山の手１条２丁目１番１―108号
債務者　朝倉　文子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１５３号
札幌市清田区里塚２条３丁目３番15号
債務者　寺岡　真一
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２０８号
札幌市中央区南17条西８丁目２番９―206号
債務者　中濱　亜里
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２４８号
札幌市北区麻生町５丁目２番35号　コーポラスひかり107号
債務者　滝吉　朋子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２５３号
札幌市中央区南12条西22丁目２番12号　緑ヶ丘ハイツ102号
債務者　國村　健一
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２７２号
北海道北広島市希望ヶ丘３丁目３番地８
債務者　貝津久美子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２８４号
札幌市北区北32条西６丁目４番10号
債務者　笹田あけみ
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３０４号
札幌市白石区東札幌３条４丁目５番32―806号
債務者　籾山貴美子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３２３号
札幌市厚別区大谷地東２丁目５番16号　ヴィラ大谷地Ｂ201
債務者　高橋　幸枝
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３３０号
北海道江別市弥生町25番地の17　ソフィール弥生202号
債務者　小山　雄二
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３５５号
札幌市豊平区月寒東２条18丁目４番38号　メゾフォルテアタカ103号
債務者　鎌田　直美（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３６０号
札幌市中央区南12条西７丁目１番26号　コーポさっぽろ201号
債務者　佐藤　清治
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３６９号
北海道石狩市花川南８条３丁目132番地３
債務者　滑田　知美（旧姓小玉）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３９７号
札幌市中央区南20条西６丁目４番10号　フラッツ幌南302号
債務者　東　真衣子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４０３号
札幌市北区北31条西13丁目３番12号　佐藤マンション６号
債務者　石崎　　光
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４０５号
札幌市中央区南25条西14丁目１番２号　宮川マンション６号
債務者　吉田めぐみ
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４０９号
札幌市北区太平４条１丁目２番22号　ウェカルバ太平121号
債務者　佐々木明美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部